

平成28年度 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進
モデル事業 公募要領

1. はじめに

「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(平成26年10月、中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会意見具申)では、学校給食用調理施設について、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)においては食品関連事業者に位置付けられていないが、食品廃棄物等を継続的に発生させている主体の一つであり、可能な限り学校給食用調理施設から排出される食品廃棄物等についても、食品ロス削減国民運動の一環として食品ロス削減等の取組を実施するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残さを回収し、再生利用の取組を推進することが必要であるとされました。また、学校においては、食育・環境教育の一層の推進を図る観点からも、食品廃棄物等に係る取組を推進し、地方自治体における取組を後押ししていくことが必要であるとされました。

さらに、平成25年5月に閣議決定された「循環型社会形成推進基本計画」においては、再生利用(リサイクル)よりも優先順位の高い2R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース))の取組がより進む社会経済システムの構築を目指すこととされたほか、地域循環圏の高度化、学校教育における循環型社会の形成の推進に関する分野も含めた環境教育を一層推進していくこととされました。

学校給食の実施に伴い発生する食品廃棄物の再生利用については、既に一定の地域において取り組まれているところですが、より優先度の高い発生抑制の取組(食品ロスの削減)や食品廃棄物以外の廃棄物(主に容器包装廃棄物)の3Rの取組についても合わせて促進するとともに、こうした3Rの取組を題材とし、地域の特色を活かした食育・環境教育活動を促進することが、3R活動の定着に資すると考えられます。

これらを踏まえ、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの促進を図るとともに、食育・環境教育の観点から学校における学習教材としての利用を促進するためのモデル事業を実施することとし、平成28年度の実施団体を以下のとおり公募します。

なお、「今後の食品リサイクル制度のあり方について」については、以下のサイトを参照してください。

「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(中央環境審議会意見具申)について(環境省報道発表資料) <http://www.env.go.jp/press/18788.html>

2. 公募対象事業

(1) 事業の内容

市区町村が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域の関係者と協力し、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの実施、3Rの実施内容

を教材とした食育・環境教育の実施や地域循環圏の形成・高度化を図るモデルプランを企画立案のうえ、環境省が別途契約した事業者との協力の下に当該プランに基づく事業の実施とその効果の検証を行っていただきます(申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとしします)。

本事業で立案していただくこと及び留意点は次の から までのとおりです。なお、 から までについて既に実施されていることが含まれていても問題はありません。

市区町村域の全部又は一部における学校給食の実施に伴い発生する食品廃棄物(調理残さ、食べ残し等の全部又は一部)についての再生利用(飼料化、肥料化等)に係る取組。

において製造された飼料、肥料等及びこれらを利用して生産された農畜水産物を原材料又は材料として製造され、又は加工された食品等について学校給食で利用する、あるいは市区町村内又は近隣の地域において利用する地域循環の取組。この際、地域の特色を活かして地域に貢献する取組とすること。

市区町村内の全部又は一部の学校における学校給食の実施に関し、食品ロス削減に係る取組(例:エコクッキングメニューの導入、食べ残しの削減等)

食品廃棄物に関する取組に加えて行う、学校給食の実施に関連して発生する廃棄物の3Rの取組。(例:学乳びん等の再使用可能な容器の使用、プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル等)

から までにおいて行う食品ロス削減、食品廃棄物の再生利用等の取組を題材とし、児童・生徒に対して廃棄物の3Rの理解を深めるための教育を実施するための教材づくり、児童・生徒が参加する学校等における食育・環境教育の取組。

(2) 公募の対象

市区町村が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域関係者と協力して実施するものとし、応募対象者は市区町村とします。また、協力者(リサイクル業者等)は当該市町村内に所在する必要はありません。

(3) 事業の実施者

(1)の事業を実施する事業者を環境省が別途選定し、市町村と当該事業者の協力の下にモデル事業を実施していくこととなります。事業を実施するに当たり、市区町村には、請負業者による事業の進捗管理、事業参加者へのアンケート調査の実施等を含めた事業の実施報告書の作成及びモデル事業の実施状況の報告会における報告に御協力をいただきます。

なお、事業実施の前に、環境省リサイクル推進室と事業骨子について、事前に

調整をしてください。

(4) 事業の実施期間

平成 28 年 7 月頃から平成 29 年 1 月 31 日まで

(平成 29 年 2 月頃に開催予定の事業報告会での発表をお願いいたします)

(5) 事業の成果

モデル事業の実施前・実施後の児童・生徒、関係者の 3 R に関する認識の変化等、事業の成果を定量的に確認すること。

3. 事業対象範囲

(1) 事業費及び採択件数

事業費は 1 事業当たり概ね 300 万円程度(税込)までとします。具体的な額については、選定委員会による審査結果、事業の熟度や具体性に依りて減額される場合があります。(決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。)

採択件数は 3 ~ 5 件程度の予定です。

(2) 事業対象経費

各事業のうち、モデル事業の実施に必要となる講師に対する謝金・旅費、教材等の印刷製本費・複写費、借料・損料、食材費等の消耗品費、外注費その他必要と認められる経費に該当する費用とします。これらの費用に該当しない経費は支援対象となりません。

備品購入や施設整備など事業終了後に財産となるような支出、5 万円を超える物品の計上は不可とします。

応募に当たっては、支出計画及び予算書を提出して下さい。見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象となりますので、御留意下さい。見積書については、採択が決定し次第ご提出していただきますので、ご準備のほど宜しくお願いいたします。

なお、モデル事業報告会出席にともなう旅費については、環境省が契約した請負者から支払います。なお、単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じます。

4. 選考について

(1) 選考方法

有識者により構成される委員会における書類審査により採択事業を決定します。(審査結果や予算の都合等により、事業の内容を全て実施できないことがあります。また、今回申請する事業が既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上はできません。)

(2) 選考における評価項目

以下の観点により、外部審査委員会が申請書を評価し、選定を行います。なお、選定過程において、申請者に追加資料等の作成を依頼する場合があります。

- ・学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rを促進するスキームとして具体的かつ妥当なものか。
- ・市区町村、学校関係者、事業者等参画する主体間の連携が確保されており、事業に実行可能性があるか。
- ・事業の内容に先進性があり、かつ、提案された事業スキームが他の地域への波及を見込めるものであるか。
- ・製造された飼料、肥料等及びこれらを利用して生産された農畜水産物を原材料又は材料として製造され、又は加工された食品等の活用方法について、地域の特色を活かした取組となっているか。
- ・学校又は地域における食育・環境教育の高い効果が見込めるものであるか。
- ・予算計画は適正か。

(3) 選考結果

選考結果は、申請書に記載された連絡先に、電子メールにて連絡いたします。

採否の理由に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

採択された事業については、事業者名、事業概要などを公表しますので、あらかじめ御了承ください。

5. 応募方法

(1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351（内線6835）

(2) 応募方法

別添1の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式（正本1部、複本10部、添付資料2部）を同封し、上記宛先まで郵送（宅配便でも可）又は持参してください。

応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。

提出された申請書類は返却いたしません。

環境省地方環境事務所では応募書類を受け取りませんので、上記応募先までご送付ください。

(3) 受付期間

平成28年3月10日（木）～平成28年4月8日（金）17時必着

6 . 注意事項

採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業を実施する者として別途環境省が契約した請負業者が決定次第、当該事業者との協力の下に事業を開始していただきます。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、別途環境省が契約した請負業者からの指示に従い御提出ください。

事業の終了後にも、事業成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合があります。

事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合があります。